

EDINETを使った TOB電子公告の政令案

制度調査部
横山 淳

2004年証券法改正

【要約】

2005年1月19日、金融庁は「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）」を公表した。

これは、昨年6月の証券法改正によるTOB手続の見直しの一環として、公開買付（TOB）開始公告を「電子公告」で行うことを認めるというものである。

なお、ここでいう「電子公告」は電子開示システムEDINETを使用する証券法上の制度で、2月1日施行の商法上の「電子公告」とは別の制度である。

はじめに

2005年1月19日、金融庁は「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）」（以下、政令案）を公表した¹。

これは、昨年6月の証券法改正による公開買付け（TOB）手続の見直しの一環として、公開買付開始公告を、従来の日刊新聞紙公告のほか、「電子公告」で行うことも認めるというものである。また、有価証券報告書の訂正報告書に関する公告についても、同様の「電子公告」を導入するとしている。

本稿では、政令案により導入が予定されている（TOBの）「電子公告」の概要を紹介する。

なお、ここでいう「電子公告」は電子開示システムEDINETを使用する証券法上の制度で、2月1日施行の商法上の「電子公告」とは同じ名称ではあるが、別の制度である。

1. TOB開始公告等に関する証券法改正（2004年）

(1) TOB開始公告の柔軟化

昨年6月の証券取引法改正及びそれに関連する政省令改正により、様々なTOB手続の見直しが行われた²。その一貫として、公開買付開始公告（以下、TOB開始公告）に関する改正も行われている。

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/public/public.html>）に掲載されている。

² 昨年の証券取引法改正によるTOB手続の見直しについては、拙稿「TOB制度の見直し」（2004年7月21日付DIR制度調査部情報）などを参照されたい。なお、昨年の証券取引法改正によるTOB制度見直しの大部分は昨年12月1日付で施行されているが、TOB開始公告に関する改正は2005年4月1日施行が予定されている。

TOB 手続³は、TOB 開始公告によって開始される（証取法 27 の 3）。言い換えれば、TOB 開始公告は、TOB 手続の開始を広く一般に周知する重要な役割を有していると言える。

昨年⁴の証券取引法の改正では、TOB 開始公告の定めが次のように改められた（改正証取法 27 の 3）。

【改正前】

内閣府令で定めるところにより...時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙...に掲載して公告



【改正後】

政令で定めるところにより.....公告

つまり、「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載」という公告方法に関する制限が、法律上なくなったのである。

これは、法律の文言上、明記されている訳ではないが、「インターネット等を利用した電子公告の方法」⁴を意図したものと説明されていた。今回の政令案の公表により、その「電子公告」の具体的な内容が明らかになったのである。

(2) 訂正報告書に関する公告

昨年 6 月の証券取引法改正では、TOB 開始公告と同様の改正が、有価証券報告書の訂正報告書に関する公告についても行われている（改正証取法 24 の 2 ）。

証券取引法では、有価証券報告書の記載事項のうち重要なものについて虚偽記載等があり、訂正報告書を提出した場合には、発行会社は、遅滞なく、その旨を公告することが求められている（同前）。

これは、発行会社に公告を行わせることにより、訂正前の有価証券報告書の記載事項をなおも真実と信じている投資家に、重要な事項について訂正があったことを周知するための制度と説明されている⁵。

訂正報告書に関する公告についても、TOB 開始公告と同様に、昨年 6 月の証券取引法改正により、「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載」という公告方法に関する制限が、法律上なくなった。そして、今回の政令案では、TOB 開始公告と同様の「電子公告」によることが可能とされている。

³ TOB 手続については、拙稿「図説 TOB（公開買付け）の Q&A」（2004 年 4 月 15 日付制度調査部情報）を参照。

⁴ 金融庁の担当官の解説として、田原泰雅・端本秀夫・谷口義幸・吉田修「証券取引法等の一部改正の概要」（『商事法務』No.1703、2004 年 7 月 15 日）p.9。また、金融審議会金融分科会第一分会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」（2003 年 12 月 24 日）や同ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告（2003 年 12 月 9 日）にも同趣旨の説明があった。

⁵ 河本一郎・関要「新訂版 逐条解説 証券取引法」（商事法務、2002 年）p.200。

２．EDINETを利用した「電子公告」の政令案

(1) 「電子公告」の概要

政令案では、TOB 開始公告や訂正報告書に関する公告を行うための「電子公告」を次のように定めている（政令案４の２、９の３、１４の３の４）。

内閣府令で定めるところにより、開示用電子情報処理組織を使用する方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置をとる方法

なお、ここでいう「開示用電子情報処理組織」とは、「EDINET（電子開示システム）」⁶のことを意味している。つまり、現在、電子開示システムとして金融庁が中心となって運営している「EDINET」のウェブサイトにも所要の情報を掲載することを想定している。

その意味で、2005年2月1日施行の商法上の「電子公告」とは、同じ名称ではあっても、別のものである⁷。

(2) TOB 開始公告のための電子公告

TOB 開始公告を、EDINET を使用した「電子公告」で行う場合の手続の概要をまとめると次のようになる（政令案９の３、１４の３の４）。

内閣府令で定めるところにより、EDINET を使用した「電子公告」を行う。

「電子公告」を行った場合は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、公告をした旨を日刊新聞紙に掲載する。

「電子公告」は、公開買付期間の末日まで継続しなければならない。

電子通信回線の故障等により「電子公告」ができない場合は、金融庁長官の承認を得て、直ちに、日刊新聞紙など別の方法により公告を行う。

システム障害やハッキング・改竄などにより「電子公告」の中断が生じた場合でも、次の要件を充たせば公告の効力は有効である。

公告の中断について善意・無重過失である、又は、公告の中断について正当な事由がある。

中断が生じた時間の合計が公告期間の 1/10 以下である。

内閣府令で定めるところにより、中断を知った後、速やかに次の事項を併せて公告する。

- ・公告の中断が生じた旨
- ・公告の中断が生じた時間
- ・公告の中断の内容

上記 のように、政令案では、「電子公告」を行ったとしても、公告をした旨は日刊新聞紙に掲載しなければならないこととされている。従って、完全に TOB に関する情報が新聞紙に掲載されなくなる訳ではない。

⁶ EDINET については、吉川満「EDINET（電子開示）に係る証取法施行令改正案」（2004年5月6日付 DIR 制度調査部情報）など参照。

⁷ 商法上の「電子公告」制度に関しては、拙稿「電子公告の商法改正成立」（2004年6月4日付 DIR 制度調査部情報）など参照。

ただ、TOB 開始公告には「公開買付けの目的」「対象会社の名称」「買付け等の期間、買付け等の価格及び買付け予定の株券等の数」「買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みの方法及び場所（応募の方法及び場所）」など、多くの情報を掲載することが義務付けられている（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令）。これを新聞紙上に掲載した場合、かなりのスペースが必要となる⁸。そのため、公告掲載のためのスペース確保の労力や、公告掲載のための料金などでコスト負担が重いとの指摘がなされてきた。

これが政令案にあるように、「公告をした旨」のみを新聞に掲載すればよくなるのであれば、掲載しなければいけない情報量は大きく減少する。従って、スペース確保の労力や掲載のための料金負担も軽減されることが期待できるだろう。

政令案では、TOB 開始公告のほかにも、次の TOB に関する公告についても同様の「電子公告」によって行うことが可能となることが明らかにされている。

買付条件等の変更公告（証取法 27 の 6 関連）

訂正届出書に関する公告（証取法 27 の 8 関連）

公開買付けの撤回等の公告（証取法 27 の 11 関連）

応募株券等の数等の公告（証取法 27 の 13 関連）（ ）

（ ）応募株券等の数等の公告については、電子公告の掲載期間は「公告の開始後一月を経過する日」までとされている（政令案 9 の 3 二）。

(3) 訂正報告書を提出した旨の電子公告

有価証券報告書の訂正報告書を提出した旨の公告を、EDINET を使用した「電子公告」で行う場合の手続の概要をまとめると次のようになる（政令案 4 の 2）。

内閣府令で定めるところにより、EDINET を使用した「電子公告」を行う。

「電子公告」は、訂正の対象となった有価証券報告書の提出日から 5 年を経過する日までの間、継続しなければならない。

電子通信回線の故障等により「電子公告」ができない場合は、金融庁長官の承認を得て、直ちに、日刊新聞紙など別の方法により公告を行う。

システム障害やハッキング・改竄などにより「電子公告」の中断が生じた場合でも、次の要件を充たせば公告の効力は有効である。

公告の中断について善意・無重過失である、又は、公告の中断について正当な事由がある。中断が生じた時間の合計が公告期間の 1/10 以下である。

内閣府令で定めるところにより、中断を知った後、速やかに次の事項を併せて公告する。

- ・公告の中断が生じた旨
- ・公告の中断が生じた時間
- ・公告の中断の内容

⁸ 最近では、フジテレビジョンによるニッポン放送に対する TOB の開始公告が 2005 年 1 月 18 日付産経新聞に掲載されている。なお、吉川満・中田綾「フジテレビ、ニッポン放送に TOB 開始」（2005 年 1 月 18 日付 DIR 制度調査部情報）も参照。

基本的には、前記(2)の TOB 開始公告のための「電子公告」と同じだが、次の点が異なっている。

公告をした旨を新聞に掲載する義務はない。

公告期間は、訂正の対象となった有価証券報告書の提出日から 5 年間

3 . 今後の予定

金融庁では、今回の政令案について、2005 年 1 月 31 日までパブリック・コメントの募集を行うとしている⁹。

その後、寄せられたコメントを基に更に検討を行った上で、最終的な政令改正を行い、改正証券取法の施行日に併せて 2005 年 4 月 1 日から施行することが予定されている。

⁹ EDINET を利用した「電子公告」の手続等の細目を定める内閣府令改正案も、2 月にも公表されるものと見込まれている。